

レンタカー貸渡約款

2023年3月1日改訂

e-Kaコンサルティング合同会社

2023/3/1 ver2
2022/7/11 ver1

貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1.e-Ka コンサルティング合同会社 (以下「当社」といいます。) は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」といいます。) を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。

なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社は、本約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じる事があります。特約を定めた場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申し込み)

1.借受人は、レンタカーを借りるにあたり、本約款及び別途定める御見積書、料金表等に同意の上、当社が別途定める方法により、予め車種タイプ、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、オプションレンタル品の要否、その他借受条件 (以下「借受条件」という。) を明示し、当社様式の書面にて予約の申込みを行う事ができます。

2.当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応じるものとします。予約に際して、当社は、当社が別途定める予約申込金の支払いをするものとします。

第3条 (予約変更)

1. 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ借受開始日前日の17時までに当社の承認を受けなければならないものとします。

2.2回目以降の予約変更については、1回の変更につき予約事務手数料 (金 3,000円) を支払うものとします。

第4条 (予約の取消し等)

1.借受人は当社の承認を得て予約を取り消す事ができるものとします。

2.借受人が予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、当社が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。この場合、借受人は、当社所定の予約取消手数料 (キャンセル料) を直ちに当社に支払うものとします。

3.当社は、当社の責に帰すべき事由により、予約を受けたレンタカーを貸し渡す事が出来ない場合借受人に対して速やかに連絡します。この場合予約と異なる車種タイプのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）を貸し渡す事が出来ない時、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しない場合には、予約解除となります。

4.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、リコール他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、借受人に対して予約されたレンタカーを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、借受人に対して当社が予め定めた方法に従い速やかに通知します。この場合において、代替レンタカーを貸し渡す事が出来ない時、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。また、予約の解除により借受人に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。

第5条（免責）

当社及び借受人は、予約の取消し、又は貸渡契約の不成立について、前条に定める場合を除き、相互に何らの責任も負わないものとします。

第3章 貸渡し

第6条（貸渡契約の成立）

1.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び利用者に対し、運転免許証のほかに本人確認をすることができる書類の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び利用者はこれに従うものとします。

2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第8条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3.貸渡契約は、借受人が借受条件を明示の上、当社に貸渡料金を支払い、当社が本約款料金表等により貸渡条件を明示し、かつ第1項から前項までに定める確認等により貸渡契約を締結することの相当性を判断した上で、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立します。

4.借受人との間に既に予約契約が成立している場合は、前項に基づくレンタカーの引渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。なお、レンタカーの引渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとします。

5.借受人との間に既に予約契約が成立している場合であって、第1項から第4項までに定める確認等の結果、第7条第1項に定める事由により当社が貸渡契約の締結が相当ではな

いと判断したとき、又は借受人が本条第1項から第4項までの確認に応じないときは、借受人の都合による予約の取消しとして取り扱います。この場合には、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。

- 6.当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原簿）及び約款第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下、「運転者」といいます）の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

（注1） 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）および（11）のことをいいます。

第7条（貸渡契約の締結の拒絶）

1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 必要な身分証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- (5) 予約に際して定めた利用者と貸渡契約締結時の利用者とが異なるとき。
- (6) **運転免許を取得してから3年以上経過しない場合、または運転免許を取得してから3年以上経過していても運転の習熟に不安があるとき**
- (7) 過去の貸渡しにおいて、当社もしくは他のレンタカー事業者に対する債務を滞納した事実があるとき。
- (8) 当社もしくは他のレンタカー事業者において過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により各種保険が適用されなかった事実があったとき。
- (9) 当社が別途定める貸渡条件を満たしていないとき。
- (10) その他、当社が貸渡しを適当ではないと認めたとき。

第8条（貸渡料金）

1.貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社が地方運輸支局長に届け出て実施している料金を基本料金として、その他装備の金額を御見積書に明示します。

- (1) 車体レンタル基本料金
- (2) 添付品（オプションレンタル）料金
- (3) その他の料金

第9条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人は、第14条に基づき借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。但し、借受人の都合によって借受期間中に貸渡契約を解約するときは、借受人は、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、解約手数料を支払うものとします。

第10条（相殺）

当社は、本約款に基づき借受人に対し金銭債務を負担するときは、借受人が当社に対し負担する貸渡料金その他の金銭債務と、借受人の金銭債務の弁済期が到来しているか否かを問わずいつでも相殺することができるものとします。

第11条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は利用者がレンタカーの使用中に本約款に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第12条（レンタカーの瑕疵による解除）

借受人は、レンタカーが、借受人が借り受ける前の瑕疵により使用不能となった場合には、貸渡契約を解除することができるものとします。

第13条（借受人の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了）

レンタカーの借受期間中において、借受人に帰責性のある事故、故障、その他の借受人の責に帰すべき事由によりレンタカーの使用が不能となった場合には、借受人は当該事由の発生を当社に直ちに連絡しなければならず、当社に連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとします。なお、この場合、当社は、レンタカーの使用が不能となった時点以降の貸渡料金について、借受人に対する免除は行わないものとします。

第14条（借受条件の変更）

1. 貸渡契約の成立後、借受人が貸渡契約締結時に定めた借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。なお、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合には、当社は変更を承認しません。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第4章 責任

第15条（定期点検整備）

確認又は貸出前の車両確認の結果、レンタカーの使用が不適当と認められた場合には、第4条第3項により、借受人によりなされた予約契約は解除されるものとします。なお、借受人は、この予約契約の解除により生じた損害について、当社の責任を問わないものとします。

第 16 条（日常点検整備）

1.借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に、日常点検整備を実施するものとし、機器灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項（搭載設備厨房、電化製品等）について目視等により点検しなければならないものとします。

2.借受人は、日常点検整備実施後、レンタカーに異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 17 条（管理責任）

1.借受人は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2.前項の管理責任は、貸渡契約の成立時に発生し、貸渡契約の終了時に消滅するものとします。

3.借受人は、第 1 項の注意義務を怠り、レンタカーを汚損、滅失又は毀損した場合には、ただちに当社に報告しなければなりません。

第 18 条（禁止行為）

借受人及び利用者は、借受期間中に次の行為をしてはならないものとします。

- 1.第 6 条に定める利用者及び当社の承諾を得た者以外の者に使用させ、若しくは転貸すること、又はレンタカーを第三者のために担保に供する等当社の権利を侵害し、若しくは当社の事業の障害となる一切の行為。
- 2.レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、レンタカーの原状を変更すること。
- 3.法令又は公序良俗に違反する態様でレンタカーを使用すること。
- 4.レンタカーを路上に違法駐車すること。
- 5.当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。
- 6.当社の承諾を受けることなく、各種テスト、もしくは競技に使用し、又は他車のけん引、後押し、撮影、イベント等に使用すること
- 7.当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。

第 19 条（賠償責任）

1. 第 13 条により借受人の責に帰すべき事由により貸渡契約が終了したときは、借受人は、当社に対し、レンタカー修理期間中の営業補償として当社が別途定める料金を支払うものとし、ます。
2. 前項に定めるほか、借受人は、自己の責に帰すべき事由によりレンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとし、ます。
3. 当該レンタカーを利用し生じた損害（食中毒、感染症、事故等）については、いかなる場合にも借受人及び利用者が賠償責任を負うものとし、ます。

第 20 条（保険及び補償）

借受人又は運転者が第 19 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- （1）対人補償 1 名につき 無制限
- （2）対物補償 1 事故につき 無制限（免責額 0 万円）
- （3）人身傷害補償 1 名につき 5000 万円
- （4）車両補償 車両時価額（自己負担額（免責額）20 万円）

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とし、ます。

4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとし、ます。

5 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第 21 条（駐車違反の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとし、ます。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとし、ます。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとし、ます。
4. 当社は、本条第 2 項の指示を行なった後、当社の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理してい

ない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行なうものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書（以下、「自認書」といいます）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

5. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

6. 当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人、もしくは運転者の探索及びレンタカーの移動、保管、引き取り等に要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします。なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し、又は公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

7. 当社は、前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人もしくは運転者が、当社が指定する期日までの前項の請求額を支払わないときは、以後の借受人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶することができるものとします。

第5章 事故、盗難時の措置等

第22条（事故処理）

借受人は、借受期間中にレンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

1. 直ちに事故の状況を当社に連絡すること。
2. 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
3. 当該事故に関し、第三者と示談又は合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を得ること。

4. レンタカーの修理は、当社において行うものとし、借受人自らが修理しないこと。

第 23 条（盗難）

借受人は、借受期間中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
2. 直ちに被害状況等を当社に報告すること。
3. 盗難に関し当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 24 条（故障時の措置等）

1. 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、当社への連絡時刻をもって貸渡契約が終了し、借受人は、レンタカーの予約時に指定した借受開始日時と当社への連絡日時までの期間に相当する料金を支払うものとします。
3. 借受人は、当社が第 15 条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりレンタカーを使用することができなかった場合、これにより生じた損害について当社の責任を問わないものとします。

第 6 章 返還

第 25 条（返還責任）

1. 借受人又は利用者は、借受期間満了時まで所定の返還場所においてレンタカーを当社に返還するものとします。
2. 借受人又は利用者が前項に違反したときは、次項に定める超過料金を支払うほか、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人は、貸渡契約締結時に定めた返還日時を超過したときには、当社が別途定める超過料金を支払うものとします。但し、借受期間満了前に延長利用手続をした場合は、この限りではありません。

第 26 条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとに、貸渡契約において定められた場所に、借受開始時の状態でレンタカーを返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、レンタカーの汚損、損傷又は備品の紛失等が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーを借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。

- 2.借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカーの中に借受人又は同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます。)のないことを自らの責任において確認して返還するものとし、当社は、返還後の残置物について責を負わないものとしします。
- 3.借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までその精算を完了しなければならないものとしします。
- 4.前項のほか、レンタカー返還時において、燃料タンクがガソリン・軽油等の燃料で満ちていない場合(いわゆる「満タン」ではない場合)には、借受人は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した給油代行手数料を、直ちに当社に支払うものとしします。
- 5.当社立会いのもとにレンタカー及び備品の損傷の確認は、返還直後又は返還より 3 営業日終了時間までを損傷の確認期間定めるものとする。

第 7 章 個人情報

第 27 条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(3) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 28 条 (個人情報の利用の同意)

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとしします。

(1) 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第 17 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

第29条（自動車運転録画及び動態管理）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（GPS 機能）及び、自動車運転録画システム（ドライブレコーダー）が搭載されている場合があり、借受人及び運転者の現在位置、運転経路、運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾するものとします。
2. レンタカー及び貸渡契約の管理のため、借受人及び運転者の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。
3. 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
4. 借受人及び運転者は、前項のレンタカーに全地球測位システム（GPS 機能）及び、自動車運転録画システム（ドライブレコーダー）によって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく承諾するものとします。

第8章 雑 則

第30条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第31条（細則）

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第32条（合意管轄裁判所）

本約款及び貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、別途両者の合意のない限り、訴額のいかに関わらず、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

（附 則）

本約款は、令和 5 年 3 月 1 日から施行します。

(附則)

■予約取消料 (キャンセル料)

借受予約日の 30 日前まで 無料

ハイシーズン申込み完了後 . . . 貸渡料金の 25%

借受予約日の 29 日前から 15 日前の営業時間内 . . 貸渡料金の 30%

借受予約日の 14 日前から 2 日前の営業時間内 . . . 貸渡料金の 50%

借受予約日の前日の営業時間内 貸渡料金の 80%

借受予約日の当日 貸渡料金の 100%

17 時以降のキャンセルは、翌日のキャンセル扱いとなります。

■休業補償

1. レンタカーの営業ができなかった日数×25,000円 (※最大 20 日まで)

2. 備品、使用不能の場合 代替品の購入金額の 100%

3. 修理を要する場合 修理日数×該当品の 1 日あたりのレンタル料金×80%

以上